

令和7年度

全体実施設計

天竜川下流二期地区社山幹線水路実施設計その他業務

特別仕様書

(当初)

項 目	内 容
<p>第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条</p> <p>(目 的) 第1-2条</p> <p>(場 所) 第1-3条</p> <p>(一般事項) 第1-4条</p> <p>(低入札価格契約 における第三者照 査) 第1-5条</p>	<p>全体実施設計 天竜川下流二期地区社山幹線水路実施設計その他業務の施行にあたっては、「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p> <p>本業務は、全体実施設計 天竜川下流二期地区の社山幹線水路の実実施設計(補修)及び機能診断を行うものである。</p> <p>本業務の対象は、静岡県袋井市地内で別添施行位置図に示すとおりである。</p> <p>業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 作業実施の順序・方法等は、監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。</p> <p>(2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。</p> <p>(3) 作業実施のための現地立会等は、共通仕様書第1-16条によるが、土地の踏み荒らしや立木伐採等については、事前に監督職員と打合せを行い承諾を得るとともに、所有者の承諾を得た後行うものとする。</p> <p>(4) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。</p> <p>1 予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければならない。</p> <p>2 第三者照査の企業に要求される資格</p> <p>(1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。</p> <p>(2) 関東農政局において、令和7年度(測量・建設コンサルタント等契約)の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。</p> <p>(3) 関東農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。</p> <p>(4) 共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できるものであること。</p> <p>(5) 中立的、公平な立場で照査が可能なものであること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。</p> <p>ア 資本関係</p> <p>(ア) 親会社と子会社の関係にある</p> <p>(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある</p>

項 目	内 容
<p>(履行確実性評価の達成状況の確認) 第1-6条</p>	<p>イ 人的関係 (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている。</p> <p>3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格 第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下のものであること。 ○ 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者 ○ 照査技術者と同等の技術者資格を有する者</p> <p>4 照査技術者の通知 受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。</p> <p>5 照査計画 受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査と合わせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。 また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。</p> <p>6 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い 特別仕様書第4-1条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。</p> <p>7 第三者照査の照査技術者のAGRIS登録 共通仕様書第1-12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。</p> <p>8 契約不適合責任 引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の無いように適合しないものであるときは、業務請負契約書第41条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引き渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を行うものではない。</p> <p>本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。 なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。</p> <p>(1) 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合 (2) 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合 (3) その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合 (4) 業務成果品のミス、不備 等</p>

項 目	内 容																	
(管理技術者) 第1-7条	<p>管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士、農業水利施設機能総合診断士以外の資格に係る該当する技術部門・選択項目は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="432 349 1442 707"> <thead> <tr> <th>資 格</th> <th>技術部門</th> <th>選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">技術士</td> <td>総合技術監理</td> <td>農業-農業土木 農業-農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>農業</td> <td>農業土木、農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>博士</td> <td>業務に該当する部門</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業水利施設補修工事 品質管理士</td> <td>コンクリート構造物 分野</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シビルコンサルティン グマネージャー(RCCM)</td> <td>農業土木</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学	農業	農業土木、農業農村工学	博士	業務に該当する部門		農業水利施設補修工事 品質管理士	コンクリート構造物 分野		シビルコンサルティン グマネージャー(RCCM)	農業土木	
資 格	技術部門	選択科目																
技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学																
	農業	農業土木、農業農村工学																
博士	業務に該当する部門																	
農業水利施設補修工事 品質管理士	コンクリート構造物 分野																	
シビルコンサルティン グマネージャー(RCCM)	農業土木																	
(照査技術者) 第1-8条	<p>(1) 照査技術者は、共通仕様書第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士、農業水利施設機能総合診断士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="408 864 1418 1149"> <thead> <tr> <th>資 格</th> <th>技術部門</th> <th>選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">技術士</td> <td>総合技術監理</td> <td>農業-農業土木 農業-農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>農業</td> <td>農業土木、農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>博士</td> <td>業務に該当する部門</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シビルコンサルティン グマネージャー(RCCM)</td> <td>農業土木</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書(案)」(以下「照査手引書」という。)に基づき実施する。 また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第1-7条第5項に規定する報告書に含めて提出するものとする。</p> <p>(3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。</p>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学	農業	農業土木、農業農村工学	博士	業務に該当する部門		シビルコンサルティン グマネージャー(RCCM)	農業土木				
資 格	技術部門	選択科目																
技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学																
	農業	農業土木、農業農村工学																
博士	業務に該当する部門																	
シビルコンサルティン グマネージャー(RCCM)	農業土木																	
(担当技術者) 第1-9条	<p>担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。</p>																	
(配置技術者の確認) 第1-10条	<p>共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。</p> <p>(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画に位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。</p>																	

項 目	内 容												
(保険加入) 第1-11条	<p>受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。</p> <p>また、監督職員からの請求があった場合は保険加入を証明する書類を提示しなければならない。</p>												
第2章 作業条件 (適用する図書) 第2-1条	<p>設計の基本的事項に関しては、下記を優先して適用する。</p> <p>他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="475 589 1374 748"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>発行所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地改良事業計画設計基準 設計 水路工</td> <td>(公社)農業農村工学会</td> </tr> <tr> <td>農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【開水路編】</td> <td>農林水産省農村振興局 整備部設計課</td> </tr> </tbody> </table> <p>適用する図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。</p>	名 称	発行所	土地改良事業計画設計基準 設計 水路工	(公社)農業農村工学会	農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【開水路編】	農林水産省農村振興局 整備部設計課						
名 称	発行所												
土地改良事業計画設計基準 設計 水路工	(公社)農業農村工学会												
農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【開水路編】	農林水産省農村振興局 整備部設計課												
(設計条件) 第2-2条	<p>設計作業における施設諸元は、次のとおりである。</p> <p>また対策工法については、表面被覆工、断面修復工、目地補修工を想定している。</p> <table border="1" data-bbox="475 981 1374 1137"> <thead> <tr> <th>(施設諸元)</th> <th>延長</th> <th>設計流量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①開水路 (H1750×B2000)</td> <td>707.62m</td> <td>2.912~2.832 m³/s</td> </tr> <tr> <td>②サイホン (H1200×B2000)</td> <td>87.00m</td> <td>2.912~2.832 m³/s</td> </tr> <tr> <td>③余水吐</td> <td>45.00m</td> <td>2.835~2.832 m³/s</td> </tr> </tbody> </table>	(施設諸元)	延長	設計流量	①開水路 (H1750×B2000)	707.62m	2.912~2.832 m ³ /s	②サイホン (H1200×B2000)	87.00m	2.912~2.832 m ³ /s	③余水吐	45.00m	2.835~2.832 m ³ /s
(施設諸元)	延長	設計流量											
①開水路 (H1750×B2000)	707.62m	2.912~2.832 m ³ /s											
②サイホン (H1200×B2000)	87.00m	2.912~2.832 m ³ /s											
③余水吐	45.00m	2.835~2.832 m ³ /s											
(貸与資料等) 第2-3条	<p>貸与資料は、次のとおりである。</p> <p>また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="443 1283 1406 1556"> <thead> <tr> <th>貸与資料</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 天竜川下流地区その8業務</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>平成30年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画検討その2業務</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>令和6年度 全体実施設計 天竜川下流二期地区事業計画補足検討業務</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>平面縦断図・施設図(社山幹線水路)</td> <td>1式</td> </tr> </tbody> </table>	貸与資料	数量	平成25年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 天竜川下流地区その8業務	1部	平成30年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画検討その2業務	1部	令和6年度 全体実施設計 天竜川下流二期地区事業計画補足検討業務	1部	平面縦断図・施設図(社山幹線水路)	1式		
貸与資料	数量												
平成25年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 天竜川下流地区その8業務	1部												
平成30年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画検討その2業務	1部												
令和6年度 全体実施設計 天竜川下流二期地区事業計画補足検討業務	1部												
平面縦断図・施設図(社山幹線水路)	1式												
(貸与資料の取扱い) 第2-4条	<p>第2-3条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。</p> <p>(1) 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。</p> <p>(3) 貸与資料から得られる情報は、業務を実施する以外の目的で使用してはならない。</p> <p>(4) 全ての貸与資料について、複製、持ち出しをしてはならない。業務の遂行上これらの行為が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。</p> <p>(5) 貸与資料により得られる情報のうち、個人を特定できる一切の情報について遵守するものとし、「複製」「外部への持ち出し」「改変」等の行為をしてはならない。</p>												

項 目	内 容																																										
<p>第3章 作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条</p>	<p>(6) その他、資料の貸与が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。 なお、詳細は別紙1「作業項目内訳表(補修)」、別紙2「作業項目内訳表(調査)」のとおりとする。</p> <p>【作業項目表(設計)】 実施設計(補修) L=839.62m</p> <table border="1" data-bbox="448 517 1094 1137"> <thead> <tr> <th>作業項目</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1. 準備作業</td><td></td></tr> <tr><td> 1-1. 現地調査</td><td>1式</td></tr> <tr><td> 1-2. 資料の検討</td><td>1式</td></tr> <tr><td>2. 設計計画</td><td>1式</td></tr> <tr><td>3. 水理検討</td><td></td></tr> <tr><td> 3-1. 水理計算</td><td>1式</td></tr> <tr><td> 3-2. 水理縦断図作成</td><td>1式</td></tr> <tr><td>4. 工事中図面の作成</td><td>1式</td></tr> <tr><td>5. 数量計算</td><td>1式</td></tr> <tr><td>6. 施工計画</td><td>1式</td></tr> <tr><td>7. 特別仕様書作成</td><td>1式</td></tr> <tr><td>8. 概算工事費算定</td><td>1式</td></tr> <tr><td>9. 総合検討</td><td>1式</td></tr> <tr><td>10. 照査</td><td>1式</td></tr> <tr><td>11. 点検取りまとめ</td><td>1式</td></tr> </tbody> </table> <p>【作業項目表(調査)】</p> <table border="1" data-bbox="448 1211 1058 1406"> <thead> <tr> <th>作業項目</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1. 近接目視</td><td>4,837 m²</td></tr> <tr><td>2. 鉄筋調査</td><td>10箇所</td></tr> <tr><td>3. コンクリート強度推定調査</td><td>10測点</td></tr> <tr><td>4. 中性化深さ調査(ドリル法)</td><td>10箇所</td></tr> </tbody> </table>	作業項目	数量	1. 準備作業		1-1. 現地調査	1式	1-2. 資料の検討	1式	2. 設計計画	1式	3. 水理検討		3-1. 水理計算	1式	3-2. 水理縦断図作成	1式	4. 工事中図面の作成	1式	5. 数量計算	1式	6. 施工計画	1式	7. 特別仕様書作成	1式	8. 概算工事費算定	1式	9. 総合検討	1式	10. 照査	1式	11. 点検取りまとめ	1式	作業項目	数量	1. 近接目視	4,837 m ²	2. 鉄筋調査	10箇所	3. コンクリート強度推定調査	10測点	4. 中性化深さ調査(ドリル法)	10箇所
作業項目	数量																																										
1. 準備作業																																											
1-1. 現地調査	1式																																										
1-2. 資料の検討	1式																																										
2. 設計計画	1式																																										
3. 水理検討																																											
3-1. 水理計算	1式																																										
3-2. 水理縦断図作成	1式																																										
4. 工事中図面の作成	1式																																										
5. 数量計算	1式																																										
6. 施工計画	1式																																										
7. 特別仕様書作成	1式																																										
8. 概算工事費算定	1式																																										
9. 総合検討	1式																																										
10. 照査	1式																																										
11. 点検取りまとめ	1式																																										
作業項目	数量																																										
1. 近接目視	4,837 m ²																																										
2. 鉄筋調査	10箇所																																										
3. コンクリート強度推定調査	10測点																																										
4. 中性化深さ調査(ドリル法)	10箇所																																										
<p>(作業の留意点) 第3-2条</p>	<p>1. 設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。</p> <p>(2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>(3) 第2-3条及び共通仕様書に示す貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。</p> <p>(4) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。</p> <p>(5) 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、取りまとめるものとする。なお、コスト縮減に関して新技術や新工法の選定にあたっては、農業農村整備民間技術情報データベース(NNTD)、農業水利施設保全補修ガイドブック2024((一社)農業土木事業協会発行)及び新技術情報システム(NETIS)等を積極的に活用しなければならない</p>																																										

項 目	内 容
<p>(業務の成果品質確保対策) 第3-3条</p>	<p>ない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業農村整備民間技術情報データベース (NNTD) については、 http://www.nn-techinfo.jp/mdb_web/MdbTop.do を参照。 ・農業水利施設保全補修ガイドブック 2024 については、 https://www.jagree.or.jp/publication/books/no9/を参照。 ・新技術情報システム (NETIS) は http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp を参照。 <p>(6) 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「工事工種の体系化」は http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/を参照。 <p>(7) 本業務における設計延長については、関係機関との協議等により変更する場合がある。</p> <p>(8) 機能診断に係る水替工等の仮設について、現場状況により変更することを想定している。</p> <p>契約後業務着手時並びに最終打ち合わせ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」(農水省 WEB サイト) を十分に理解のうえ、対応するものとする。</p> <p>(1) 業務確認会議 業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員(主催)、監督員が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。</p> <p>ア 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計条件・前提条件 ・業務計画の妥当性 ・スケジュール <p>イ 会議の開催については、監督員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じて設計変更で計上する。</p> <p>(2) 合同現地調査 管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員(主催)、監督員が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図るものとする。</p> <p>(3) 照査の確実な実施 業務の最終打ち合わせ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。 また、最終打ち合わせ時以外にあっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。</p> <p>(4) 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」(農水省WEBサイト)による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場</p>

項 目	内 容
<p>(業務写真における黒板情報の電子化) 第3-4条</p> <p>第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条</p>	<p>合には応じるものとする。なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。</p> <p>(5) 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。</p> <p>黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の1から4によりこれを実施するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 使用する機器・ソフトウェア <p>受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。</p> 2 機器等の導入 <ol style="list-style-type: none"> (1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 (2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 3 黒板情報の電子的記入に関する取扱い <ol style="list-style-type: none"> (1) 受注者は、1の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 (2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記(1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 (3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。 4 写真の納品 <p>受注者は、3に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時にURL(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。</p> 5 費用 <p>機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、間接調査費に含まれる。</p> <p>共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。</p> <p>初 回 作業着手段階 ※対面方式 第2回 中間打合せ(基本条件整理段階) ※Web 会議方式</p>

項 目	内 容
<p>第5章 成果物 (成果物) 第5-1条</p> <p>(成果物の提出先) 第5-2条</p>	<p>最終回 成果取りまとめ段階 ※対面方式 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について監督職員と相互に確認するものとする。 ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の席により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。</p> <p>成果物を共通仕様書第1章第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 (1) 成果物の電子媒体 (CD-R 若しくはDVD-R) 正副2部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体 (CD-R 若しくはDVD-R) により別途1部を提出するものとする。 (2) 成果物の出力 1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可) なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。</p> <p>成果物の提出先は、次のとおりとする。 静岡県菊川市加茂2280-1 関東農政局 西関東土地改良調査管理事務所</p>
<p>第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条</p>	<p>業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は次のとおりとする。 (1) 第2-2条に示す「設計条件」に変更が生じた場合 (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (3) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (4) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (5) 水替工等の仮設の追加が必要となった場合。 (6) 履行期間の変更が生じた場合。 (7) 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合。 (8) その他重要な変更が生じた場合。</p>
<p>第7章 定めなき事項 (定めなき事項) 第7-1条</p>	<p>この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり、疑義を生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>

別紙1 作業項目内訳表(設計)

作業項目		設計業務
社山幹線水路実施設計その他業務		
1	準備作業	
	1-1 現地調査	本業務の実施に必要な現地調査を行う。
	1-2 資料の検討	本業務に必要な資料収集及び貸与資料の内容を把握する。
2	設計計画	過年度に実施した機能診断の結果、事業計画取りまとめ業務報告書及び本業務における調査の結果を踏まえて過年度の健全度評価を精査するとともに、最新工法を含め経済的かつ将来の維持管理を考慮し、断面欠損、摩耗、目地損傷等の現場条件にあった補修工法を選定する。
3	水理検討	
	3-1 水理計算	2で決定した対策工法により補修した水路での詳細な水理計算を行う。 全損失水頭を計算し実施断面毎に適正な粗度係数をもって Manning 公式により水理計算を行いその断面形及び水頭配分の適否を検討する。
	3-2 水理縦断図作成	水理計算結果に基づいた設計水位、水路底標高の縦断図(1/500)を作成する。
4	工事用図面の作成	工事を実施する上で必要な図面(縦断平面図、展開図、標準断面図、工法詳細図、仮設図等)の作成を行う。
5	数量計算	数量算出要領に基づいて、工区毎、施工法区分毎、仮設工材料等の詳細な数量計算を行う。
6	施工計画	施工基本方針の検討、補修計画、工事用道路及び進入路計画等の仮設計画、全体工程計画等を作成する。
7	特別仕様書作成	工事実施に必要な特別仕様書を作成する。
8	概算工事費算定	各工種の単価を作成し、概算工事費を算定する。仮設費は積み上げ又は適切な率計上により算定する。
9	総合検討	前項までの作業について総合的に検討し、工事実施のための点検を行い、工事実施に当たり必要なコメントを付記する。
10	照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。
11	点検取りまとめ	成果資料の点検及び取りまとめを行い、報告書を作成する。

別紙2 作業項目内訳表(調査)

作業項目		機能診断業務
社山幹線水路実施設計その他業務		
調査		
1	近接目視	設計延長全線において、目視や簡易な器具による計測等の調査を行い、変状等を定量的に把握(ひび割れ・欠損・変形等計測、周辺観察等を含む)するとともに、スケッチを作成する。
2	鉄筋探査	コンクリート供試体採取位置又ははつり調査位置の特定のため、鉄筋探査機により鉄筋位置・かぶりの探査を行う。
3	コンクリート強度推定調査	リバウンドハンマーによりコンクリート表面を打撃し、反発度を測定することで強度を推定する。
4	中性化深さ調査(ドリル法)	コンクリートドリルにより削孔し、その削粉を用いて中性化深さを測定する。(NDIS 3419)